

後期高齢者医療制度のお知らせ

～令和4年度の保険料等について～

■ 令和4年度の保険料につきましては、7月に個別にお知らせします。

<p>均等割 (1人当たりの保険料) 51,892円</p>	+	<p>所得割 【本人の所得に応じた額】 (令和3年中の所得-最大43万円) ×10.98%</p>	=	<p>1年間の保険料 【限度額66万円】 (100円未満切り捨て)</p>
--	---	---	---	---

- * 1年間の保険料の上限額は、66万円です。
- * 所得の少ない人は、世帯主や被保険者の所得に応じて保険料が軽減されます。
- * 年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。
- * 前年の所得金額により、43万円の控除額が異なる場合があります。
- ※ 「所得」とは前年の「収入」から必要経費（公的年金等控除や給与所得控除額など）を引いたものです。
- * 保険料のお支払いが困難な場合は、小平町役場保健福祉課保険係へご相談ください。
災害、失業などによる所得の大幅な減少、その他特別な事情で生活が著しく困窮し、保険料のお支払いが困難な方については、保険料の減免を受けられる場合があります。

■ ジェネリック医薬品の利用について

- * 医療機関で処方される薬には、新薬（先発医薬品）とジェネリック医薬品（後発医薬品）があります。
- * ジェネリック医薬品の処方をご希望される方は、医師や薬剤師にその旨を伝えるか、医療機関や薬局の窓口で「希望カード」を提示することによりお願いすることができます。「希望カード」が必要な方は、保健福祉課保険係までお問い合わせください。

■ ジェネリック医薬品の効き目・安全性について

ジェネリック医薬品は、新薬と同等の効果・効能を持ち、厚生労働省の基準を満たしている安全なお薬です。
※ご希望される場合は、必ず主治医や薬剤師によく相談しましょう。



■ ジェネリック医薬品の価格について

ジェネリック医薬品を利用すると、お薬代が安くなります。薬によって異なりますが、新薬より3割以上、中には5割以上安くなるものもあります。

■ 病院にかかるときは、こんな点に気をつけましょう

- 自分自身のからだの状態に関心と責任を持ち、お医者さんとの対話を大切にしながら、病気に向き合っていくようにしましょう。
- * かかりつけの医師を持ち、気になることがあったら、まずは相談しましょう。
 - * 具合が悪いときには早めに受診し早めに対処しましょう。
 - * 同じ病気でいくつもの医療機関を受診することは控えましょう。



◎問い合わせ先 北海道後期高齢者医療広域連合 小平町役場保健福祉課保険係 ☎011-290-5601 ☎56-2111 (内線271・287)